



# 鳥取県公報

平成16年3月9日(火)  
号外第22号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 家畜伝染病予防法による報告の要求(165)(畜産課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第165号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の規定に基づき次のとおり報告を求め、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第58条の規定により告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

#### 2 報告すべき者

一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥(以下「鶏等」という。)の飼養羽数が1,000羽以上である飼養者

#### 3 報告すべき事項

農場において飼養する鶏等に係る月曜日から日曜日までの日ごとの飼養羽数及び死亡羽数並びに高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無

#### 4 報告書の提出期限

報告すべき事項の対象期間の最終日に係る週の水曜日正午

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 報告の提出場所

農場の所在地を管轄する各家畜保健衛生所長

##### (2) 報告の期間

平成16年3月9日から当分の間

